

## 令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい児者施設等） 支援金交付要綱

### （趣旨）

第1条 県は、原油価格や物価の高騰による障がい児者施設等への影響を緩和し、安定したサービスの提供を支援するため、次条に定める交付対象施設等の運営法人等に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を給付する。

### （交付対象施設等）

第2条 この支援金の交付対象となる施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）に基づく障害福祉サービス等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児支援を提供する施設・事業所のうち、別表第1に定める施設等を交付対象とする。

### （支援金の算定方法等）

第3条 支援金は、令和6年度における光熱費、車両燃料費及び食材料費に対して交付するものとし、その金額は、別表第2の交付対象施設等の区分ごとに定める支援金額の合計額とする。

### （支援金の交付申請等）

第4条 この要綱による支援金を受けようとする施設等の運営法人等（以下「申請者」という。）は、令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい児者施設等）支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、必要に応じ、参考となるべき資料の追加提出を求める場合がある。なお、支援金の実績報告書は、交付申請書と兼用するものとする。

### （支援金の交付の決定等）

第5条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに支援金の交付の決定をするとともに、支援金の額を確定し、当該申請者に令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい児者施設等）支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付の決定をするものとする。

### （支援金の交付の条件）

第6条 知事は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成す

るために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 支援金に関する書類を整理し、支援金を交付した年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- 二 この支援金と支援内容が重複する他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- 三 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けてはならないこと。

(申請の取下げ)

第 7 条 支援金の交付の申請者は、第 5 条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第 8 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の取消し、又は変更をすることができる。この場合において、既に支援金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ、支援金を返還しなければならない。

- 一 第 6 条の条件に違反したとき。
- 二 支援金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなつたとき。
- 三 支援金の交付を受けるに当たり、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- 四 その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかとなつたとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 24 日から施行する。

別表

第1 交付対象施設等の範囲(要綱第2条関係)

分類	障害福祉サービス等を提供する施設・事業所
入所系事業所	障害者入所施設、障害児入所施設、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所
通所系障がい者事業所	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
通所系障がい児事業所	放課後等デイサービス、児童発達支援
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
備考	・上記事業所は、県内に所在するものに限る。 ・地域活動支援センター及び日中一時支援は対象外。

第2 支援金の算定方法等(要綱第3条関係)

交付対象者	交付対象施設等の区分	支援金額		交付要件
		定員1名当たり	1事業所当たり	
県内に所在する交付対象施設等を運営する法人等 (国・独立行政法人及び地方公共団体を除く。)	入所系事業所	15,000円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日(令和6年10月1日)現在において、運営している事業所(申請日時点で、廃止・休止していないこと)であること。</li> <li>・入所定員数は令和6年10月1日時点における県又は市町村に届出等を行っている定員であること。</li> <li>・同一の事業所で障がい福祉と介護保険の両方のサービスを一体的に行っていている場合は、主として使用するサービス(高齢者又は障がい者)で申請すること。(重複申請はできません。)</li> </ul>
	通所系障がい者事業所	—	130,000円	
	通所系障がい児事業所	—	100,000円	
	訪問系事業所	—	100,000円	